

講演・演習撮影ガイドライン

2011年3月修正 ver.2

講演・演習撮影ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所先端ソフトウェア工学・国際研究センター（以下「NII GRACE センター」といいます。）が運営する「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム教材ポータルサイト」（URL：http://www.edubase.jp）（以下「本サイト」といいます。）に関し、NII GRACE センターまたは本サイトにかかるプログラムに参加している各拠点（以下「拠点」といいます。）において実施される講演・講義・演習等（以下「演習等」といいます。）を本サイトに投稿するために撮影するに際して留意を要する事項等を説明するものです。

1 撮影の対象となる講演・演習

本ガイドラインは、NII GRACE センターまたは拠点の教職員（以下「教職員」といいます。）や学生等により創作された下記の創作活動およびその成果物を撮影した映像を本サイトで公開することを前提としています。下記以外を撮影する場合は、別途法律の専門家や著作権関係団体等に個別に相談して下さい。

- ①演習における学生の発表
- ②講義や演習時の学生の回答
- ③学生が作成した講義や演習のための宿題レポート
- ④Project-based Learning演習において学生が開発したシステム、設計書等のドキュメント
- ⑤Project-based Learning演習の成果のプレゼンテーション
- ⑥教職員による講義・講演
- ⑦教職員以外の講演者による講演
- ⑧演習等において使用された資料
- ⑨演習等における学生と教員との議論・質疑応答等
- ⑩その他演習等に関連して創作された著作物

なお、本ガイドラインは、上記の著作物その他の創作活動を行った教職員または学生が、当該創作活動に係る著作権その他の権利をすべて保有していることを前提とします。仮に、上記の著作物その他の創作活動に第三者の著作物その他の権利が含まれている場合は、当該第三者よりその利用につき別途承諾を得ることが必要となりますので、ご留意下さい。

2 肖像権への配慮

(1) 肖像権とは

肖像権とは、「承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されたり公表されたりしない自由」をいいます。肖像権を明文で定める法律は存在しませんが、最高裁判例に基づき、一般に私人の間でも適用される権利と解されています。従って、個人が特定できる写真や映像を本サイトで公開することは、その個人の承諾を得ない限り、その個人の肖像権を侵害するということになります。

(2) 肖像権侵害を避けるために

① 映す必要のない人は映さない

他人の肖像権を侵害しないための一番の手法は、他人を映像に映り込ませないようにする、もしくは、他人を映像に撮影するにしても特定できないようにする、ということです。他人が映像に映り込まず、または、他人が映像の中で特定できないのであれば、そもそも他人の肖像権など心配する必要がないからです。

従って、演習等の撮影時には、「単なる聴衆や聴講生は撮影しない」、または「後ろ姿のみ撮影する」といったように、映す必要のない人は映さないよう、心がけて下さい。

② 映っている場合にどうするか

他人を特定できる程度に映像の中に映す必要のある場合、または、やむを得ず映ってしまった場合には、当該映像を本サイトに投稿する前に、映り込んだ他人の肖像権を侵害しないよう、下記のいずれかに従って、対応をとっていただく必要があります。

ア 承諾の取得

映像に映り込んだ被写体(講演の講演者、演習の参加者等)については、これらの被写体から演習等の撮影とその複製、公衆送信その他想定される一切の利用について、承諾を取得することにより、肖像権侵害を避けることができます。

承諾を取得するに際しては、添付の別紙「演習等撮影及び先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム教材ポータルサイトへの投稿に係る承諾書」を参考にして下さい。

イ 編集処理

承諾を得ることができない場合等には、映像に映り込んだ被写体(講演の講演者、演習の参加者等)について、画像の解像度を落としたり、ぼかしやモザイク処理等の編集処理を行うことにより、当該映像から特定の個人が判別できないようにすれば、当該被写体の肖

像権を侵害するおそれはなくなります。

3 著作権への配慮

(1)対象とする著作物

上記 1 のとおり、本ガイドラインは上記 1 の①ないし⑩に含まれる著作物を対象としています。これらの著作物は、権利処理の観点からは、以下のとおり整理することができます。

なお、著作物の定義・内容については、NII Grace センターが別途提供する「著作権法ガイドライン」をご参照下さい。

①当該著作物を創作した人は誰か(権利主体＝承諾を得る必要のある人)

- ・ 教職員
- ・ 学生
- ・ 教職員以外の講演者
- ・ その他の第三者(演習における発言者、成果物の原著作物の著作権者等)

②どのような著作物か(客体＝承諾を得る必要のある対象物)

- ・ 演習等の成果物
例)レポート、プレゼンテーション用資料、ソフトウェア、設計書
- ・ 口述著作物
例)講演・講義のスクリプト、演習におけるプレゼンテーション・ディスカッション

(2)著作権者の承諾

撮影の対象が著作物である場合、当該著作物を撮影した映像を本サイトに投稿するには、当該著作物の著作権者の承諾が必要となります。

著作権者の承諾を取得する場合、①誰から承諾を得るか、②いつ承諾を得るか、③何について承諾を得るか、および④どのような利用許諾条件で承諾を得るか、が問題となります。

著作権者の承諾を取得するに際しては、添付の別紙「演習等撮影及び先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム教材ポータルサイト(edubase Portal)への投稿に係る承諾書」を参考にして下さい。

なお、添付の別紙「演習等撮影及び先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム教材ポータルサイト (edubase Portal) への投稿に係る承諾書」においては、著作物の利用につき著作権者の承諾を受けた場合であっても、当該演習等が行われた日から●日以内に、[]に利用の中止を申し出た場合、当該著作物の利用の承諾を取り消すことができる旨規定しておりますので、

映像の公開は●日経過後に行うようにし、著作権者よりかかる申し出を受けた場合は、即時に当該著作物の削除などの対応をお願いいたします。

①誰から承諾を得るか(著作権者)

上記(1)の著作物を前提とした場合、基本的には、当該著作物を創作した人、すなわち、上記(1)①記載の主体から承諾を取得することとなります。

なお、当該著作物が二次的著作物である場合、二次的著作物の著作権者のみならず、原著物の著作権者からも承諾を取得する必要がありますので、ご注意ください。

また、ひとつの映像に複数の著作権者が存在している場合、映像の公開についてはすべての権利者から許諾を得る必要があります。

②いつ承諾を得るか(承諾の取得時期)

著作物の撮影について承諾を得る場合、承諾の取得時期としては、以下の場合が想定されま
す(複数回開講の演習等の場合は、アないしウの3つの取得時期・方法が想定されます。)

承諾を後日取得することは困難を伴う場合があるため、承諾は演習の前か、演習の直後に取得することを原則としましょう。

・(単発の演習等の場合)

当該演習等の開始前または終了直後に著作権者の承諾を取得する。

・(複数回開講の演習等の場合)

以下のア、イ、ウのいずれかの方法で承諾を取得します。

ア 初回の演習等の開講前に、当該演習等に係る著作物の撮影につき、一括して承諾を取得する。

イ 毎回の演習等の開始前に、その回に使用される著作物の撮影につき、承諾を取得する。

ウ アとイを組み合わせる(たとえば、初回の演習等の開講前と最終発表を行う演習の開始前に、承諾を取得する。)

③何について承諾を得るか

著作権者から著作物の撮影について承諾を得る場合、承諾の対象となる著作物を特定する必要があります。承諾の対象となる著作物には、上記(1)②記載の著作物を中心に、演習等で利用し、撮影に映り、または本サイト上で公表するすべての著作物を対象に含める必要があります。

添付の別紙「演習等撮影及び先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム教材ポータルサイトへの投稿に係る承諾書」により著作権者の承諾を得る場合、映像作成者は、下記のいずれかを選択する等して、許諾を得た対象を明確にして著作権者より承諾を取得して下さい。なお、ひとつの映像に複数の著作物が含まれている場合には、映像の公開についてはすべての著作物

について許諾を得る必要があります。

ア 演習等で使用される著作物全部

イ 演習等で使用される著作物のうち、著作権者が指定した一部の著作物(この場合には、指定された著作物のタイトル等で、第三者にも理解できる程度に明確に記載して下さい。)

④どのような利用許諾条件で承諾を得るか

また、著作権者には、映像に含まれ、または本サイトで公開する著作物につき、利用許諾条件を明確に指定して同意していただく必要があります。その指定方法としては、下記の2つの方法が想定されます。

添付の別紙「演習等撮影及び先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム教材ポータルサイトへの投稿に係る承諾書」においては、著作権者が利用許諾条件を記載しなかった場合、映像作成者は当該著作物の利用許諾条件を自由に設定することが可能となります。

ア 本サイト上の利用許諾条件を自ら設定する

イ 利用許諾条件の設定を映像作成者に一任する

なお、ひとつの映像に複数の著作権者が存在している場合には、映像の公開を円滑に行うためには、すべての権利者が同一の利用許諾条件に合意する必要があります。

4 著作隣接権への配慮

著作権法上、実演家には、録音権、録画権、放送権、送信可能化権等が認められています。「実演」とは、著作物を演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、またはその他の方法により演ずることをいいます。「実演家」とは、俳優、舞踊家、演奏家、歌手などの実演を行なう者、および実演を指揮し、または演出する者をいいます。

また、著作権法上、レコード製作者には、複製権、送信可能化権等が認められています。「レコード」とは、蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したものをいいます(ただし、映像と同時に録音された音は、映画の著作物の一部となりますので、レコードには含まれません)。「レコード製作者」とは、レコードに固定されている音を最初に固定した者をいいます。

例えば、バンドで演奏したり歌を歌ったりした音を録音する場合には、楽器を演奏した人や歌った人に実演家の権利が、その演奏を録音した人にレコード製作者の権利が認められることとなります。この演奏を二人の人が同時に録音して、それぞれ CD を作成した場合には、それぞれの録音者に、自分の録音についてレコード製作者の権利が別個に与えられます。

なお、万一、ラジオやテレビなどの電波により放送された場合には、放送事業者にも権利が発

生じますので、ご注意ください。

従って、講演の講演者、演習における発表者、討論の参加者等には、実演家の権利が認められる可能性がありますので、同人らから、演習等の録音・録画・公衆送信につきあらかじめ許諾を得ておく必要があります。また、演習等について、映像を伴わず音声のみを録音した場合、録音をした者には、レコード製作者の権利が認められる可能性がありますので、同人から、当該録音物の公衆送信につきあらかじめ許諾を得ておく必要があります。

これら著作隣接権については、上記 3(2)と同様の配慮を要することとなります。

5 機密情報への配慮

演習等においては、営業秘密その他の機密情報が含まれている可能性があります。

映像作成者は、講演者・回答者その他、機密情報の開示を行う可能性のある者から、①機密情報を（撮影中は）開示しないことを確認する、②機密情報を撮影中に開示した可能性のある者は、演習等終了後一定期間内にその旨申し出ることを承諾する、という内容の承諾書を、原則として、撮影前の段階で（やむを得ず撮影前に承諾を得る機会がなかった場合には公開前までの間に事後的に）取得するように努めて下さい。承諾書を取得するに際しては、添付の別紙「演習等撮影及び先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム教材ポータルサイトへの投稿に係る承諾書」を参考にして下さい。

上記承諾書に定めた期間内に、機密情報を撮影した演習等において開示した旨の申し出をうけた場合、当該機密情報は利用できませんので、当該情報を映像から削除することが必要になります。ただし、当該申し出にて、一定期間経過後は当該機密情報の開示が許容された場合には、当該機密情報を含む映像は、当該一定期間が経過したあとに公開することができます。

6 撮影上の注意点

撮影行為を行った人がプロのカメラマンである場合や、撮影・編集行為において創作性が認められる場合には、上記に加えて撮影行為自体についても著作物性（映画の著作物）が認められる余地があります。

通常行われるありふれた撮影・編集方法以外の方法で撮影を行う場合は、撮影・編集を行った人の権利処理について、あらかじめ法律の専門家や著作権関係団体等に個別に相談されることをおすすめします。

7 未成年者への配慮

撮影の被写体や著作権者に未成年者が含まれる場合も、上記 1 ないし 5 にて対応する必要がある

あります。

なお、被写体や著作権者が未成年者の場合は、添付の別紙「演習等撮影及び先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム教材ポータルサイトへの投稿に係る承諾書」を参考に、映像の利用に対する承諾を当該未成年者の保護者から取得するようにして下さい。

8 不適切な表現混入の防止

映像作成者は、本サイトに投稿するに先立ち、不適切な言動・表現が映像に含まれていないかをチェックすることを心がけて下さい。被撮影者に対して、不適切な言動・表現を行わないよう注意喚起し、かかる言動・表現の映像への混入を事前防止することをお勧めいたします。

